

箕面市訓令第二十八号

序中一般

建設行為に関する施行基準要綱（昭和六十二年箕面市訓令第十七号）の全部を改正する。

平成二十二年四月一日

箕面市長 倉 田 哲 郎

建設行為に関する施行基準要綱

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 道路等（第四条—第十五条）

第三章 公園（第十六条・第十七条）

第四章 下水道

第一節 総則（第十八条・第十九条）

第二節 下水設備（第二十条—第二十八条）

第三節 排水設備（第二十九条—第三十二条）

第五章 河川等（第三十三条—第三十八条）

第六章 消防水利施設等（第三十九条—第四十七条）

第七章 集会所（第四十八条—第五十二条）

第八章 交通安全施設（第五十三条—第五十七条）

第九章 駐車設備及びごみ集積設備（第五十八条—第六十三条）

第十章 緑化（第六十四条）

第十一章 福祉のまち整備（第六十五条）

第十二章 雜則（第六十六条—第六十八条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この要綱は、建設行為の基準に関し、箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号。以下「条例」という。）及び箕面市まちづくり推進条例施行規則（平成九年箕面市規則第十九号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則の例によるものとする。

(計画の基本的事項)

第三条 施行者は、建設行為を計画し、又は設計するに当たっては、事前に当該建設行為の区域及びその周辺について調査等を行い、その状況を把握するものとする。

第二章 道路等

(配置)

第四条 道路の配置は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 道路は、建設行為の区域外の道路と一体になつて機能を發揮するよう配置すること。
- 二 道路は、都市計画道路等の整備計画に合致した配置とすること。
- 三 住宅地内の道路は、通行の安全上及び環境の保全上支障がないよう考慮し、配置すること。
- 四 有効幅員十メートル以上の道路は、二百五十メートルから三百メートル間隔を標準として配置すること。
- 五 街区の大きさは、予定建設物等を考慮して定めるものとし、住宅地における街区の長辺は、八十メートルから百二十メートルまでを標準とすること。

六 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路が次のいずれかに該当する場合又は他の道路と接続が予定され、避難上若しくは車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

イ 有効幅員が六メートル未満、延長が三十五メートル以下の道路

ロ 有効幅員が六メートル以上、延長が五十メートル以下の道路

ハ 有効幅員が六メートル未満、延長が七十メートル以下の道路で、かつ、終端及び延長三十五メートル以内ごとに半径六メートル以上の回転広場又はT字型道路（有効幅員は四メートル以上とし、延長は五メートル以上十五メートル以下とすること。以下この号の十字型及びT字型道路において同じ。）を設けた道路

二 有効幅員が六メートル以上、延長が百メートル以下の道路で、かつ、五十メートル前後の場所に十字型又はT字型道路を設けた道路ホ 有効幅員が六メートル以上の道路で、かつ、終端にロ字型道路（ロ字型に類する型の道路を含む。）を設けた道路。ただし、当該延長が七十メートルを越える場合は、五十メートル以内ごとに十字型又はT字型道路を設けた道路に限る

備考 十字型及びT字型道路の有効幅員は、四メートル以上とし、延長は、五メートル以上十五メートル以下とすること。

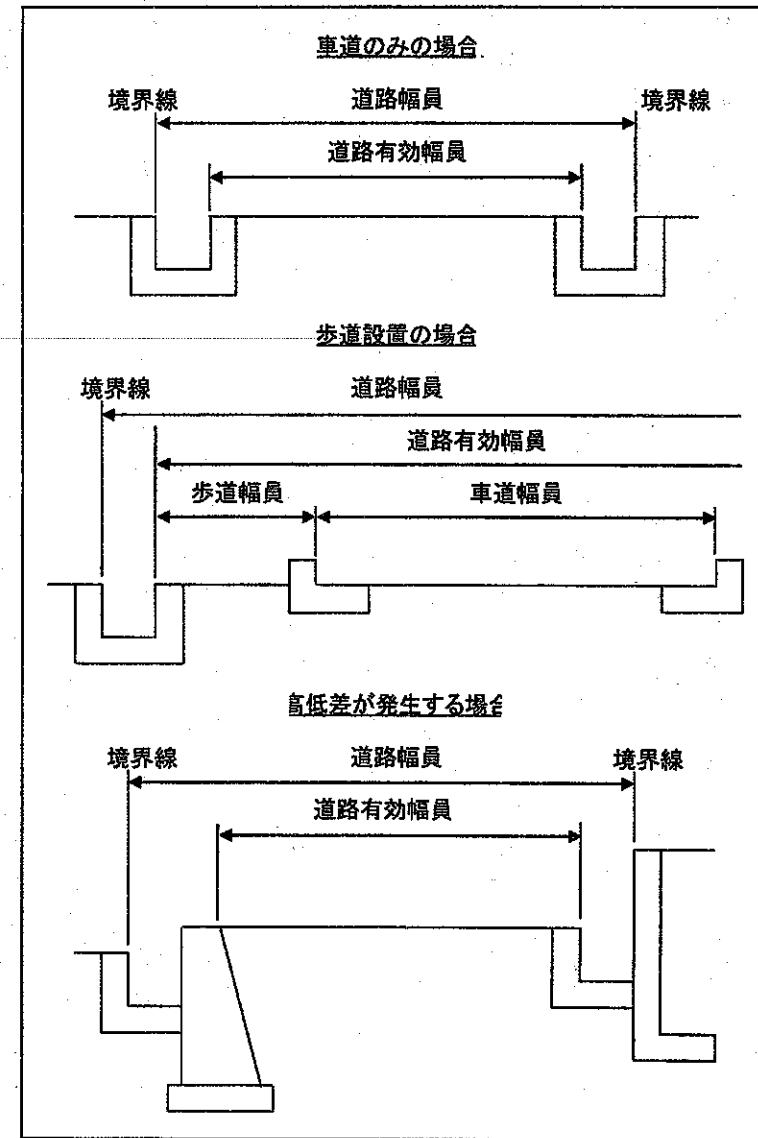
（幅員構成）

第五条 道路の幅員構成は、次に掲げるところによるものとする。

一 道路幅員、道路有効幅員、歩道幅員及び車道幅員は、次の図によるものとする。

道路有効幅員 十メートル以上	歩道幅員及び箇所 一箇所	車道幅員 二・五メートル以上	歩道幅員 二・〇メートル以上	車道幅員 十一メートル以上	歩道幅員 二箇所	車道幅員 十二メートル以上	歩道幅員 二箇所	車道幅員 十六メートル以上
三・五メートル以上	九メートル以上	七メートル以上	七メートル以上	二・五メートル以上	二箇所	二箇所	三・五メートル以上	二箇所

二 道路有効幅員が十メートル以上の場合は、原則として歩車道を分離し、歩道幅員及び車道幅員は、次の表を標準とする。



(縦断勾配)

第六条 道路の縦断勾配は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 縦断勾配は、九パーセントを限度とすること。ただし、地形上やむを得ない場合にあっては、五十メートル以内の区間に限り十二パーセントまでとすることができます。この場合において、接続道路を設置してはならない。

二 縦断勾配が変移する箇所には、必要な縦断曲線を設けること。

三 主要道路が他の道路と接続する場合には、原則として主要道路の縦断勾配を二・五パーセント以下とすること。

(横断勾配)

第七条 道路に片勾配を付する場合を除き、舗装路面の横断勾配は、車道については一・五パーセント以上二・〇パーセント以下の凸曲線、歩道については二・五パーセント以下とすること。

(交差部等)

第八条 道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は道路の曲がり角は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 交差し、及び接続する箇所は、直角又は直角に近い角度にすること。
- 二 著しい屈曲部には、道路を交差し、又は接続してはならない。
- 三 交差部等(交差又は接続により生じる内角が百二十度以上の場合を除く。)には、次の表に掲げる隅切り長(角地の隅角部を頂点とする二等辺三角形の等辺の長さをいう。)又はせん除長(角地の隅角部を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さをいう。)を満たした隅切りを設けること。ただし、周囲の状況その他やむを得ない理由により両側に隅切りを設けることが困難である場合においては、せん除長を隅切り長に読み替えて片側だけに隅切りを設けることができる。

道路有効幅員の組み合わせによる隅切り長及びせん除長

(単位 メートル以上)

道路有効幅員			
四	六	八	十
二	二	二	二
(三)	(三)	(三)	(三)
六	三	三	三
二	三	三	三
(三)	(四・五)	(四・五)	(四・五)
八	四	四	四
二	三	三	三
(三)	(四・五)	(四・五)	(四・五)
十	三	三	三
	(四・五)	(四・五)	(四・五)
十二	四	四	四
	(六)	(六)	(六)
	六	六	六
	(九)	(九)	(九)

備考

一 交差又は接続により生じる内角が六十度以下のときは、せん除長を設けること。

二 ○ 内はせん除長。

(屈曲部)

第九条 道路の屈曲部は、次に掲げるところによるものとする。

一 屈曲部には、原則として曲線部及び車両の走行を円滑にするための

緩和区間を設けること。

二 曲線部には、必要な曲線半径で地形の状況等を勘案し、六パーセント以下で適切な値の片勾配を付すること。

三 曲線部は、原則として曲線半径等に応じて適切に拡幅すること。
(橋りょう)

第十条 橋りょうは、次に掲げるところによるものとする。

一 橋りょうは、設計自動車荷重を二十五トンフォースとする。

二 橋りょうの構造は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とし、交通の状況及び地形、地質、気象その他の状況を勘案して十分に安全なものとすること。

三 橋りょうは、河川等の管理に支障とならないよう架設するものとし、改修計画のある河川等にあっては、その改修計画に適合するものとすること。

四 橋りょうの設計に当たっては、大型車の通行が予想される場合は、B活荷重とし、それ以外については、A活荷重とする。

(舗装)

第十一条 道路の舗装は、次に掲げるところによるものとする。

一 舗装は、原則としてアスファルト舗装とすること。

二 車道の舗装厚は、歩車道分離の車道にあっては表層アスファルト及び基層アスファルトを各五センチメートル以上、その他の車道にあっては表層アスファルトを五センチメートル以上とし、適切な路盤を設けること。この場合において、舗装厚の決定は、路床土の強度特性等によるものとすること。

三 歩道の舗装厚は、表層アスファルトを三センチメートル以上とし、路盤は、粒度調整碎石を十センチメートル以上とすること。ただし、

車両乗入部については、車道の舗装厚とすること。

四 縦断勾配が九パーセント以上となる場合は、滑り止めの舗装とすること。

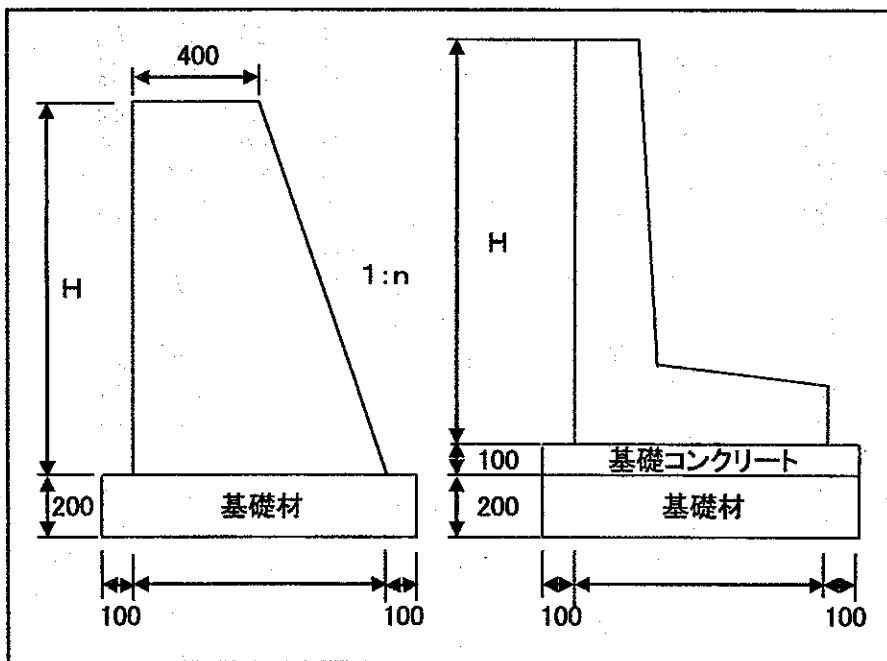
(排水施設)

第十二条 道路には、原則として両側に側溝、街きよ、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(構造)

第十三条 道路路側用擁壁、側溝等の構造は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表及び図を標準とする。

一 道道路側用擁壁 (単位ミリメートル)



備考

一 擁壁については、重力式擁壁又はL型擁壁を標準とし、詳細に

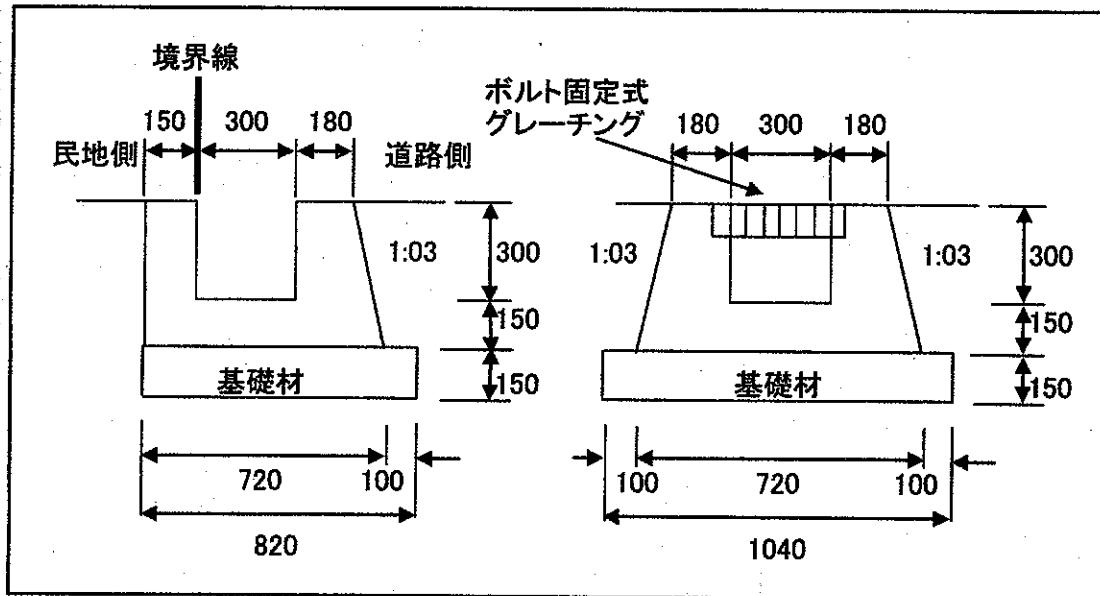
については道路管理者と協議すること。

二 擁壁背面の水抜きは、水抜きパイプ（内径五十ミリメートル程度）を二平方メートルから三平方メートルまでに一箇所設け、鉛直方向目地の間隔は、十メートル以下とすること。

三 周囲の状況等により他の形式又は形状の擁壁とする場合は、市長の指示する設計条件等によること。

四 宅地造成等規制法の区域等にあつては、道路管理者と別途協議すること。

二 側溝（単位ミリメートル）



備考

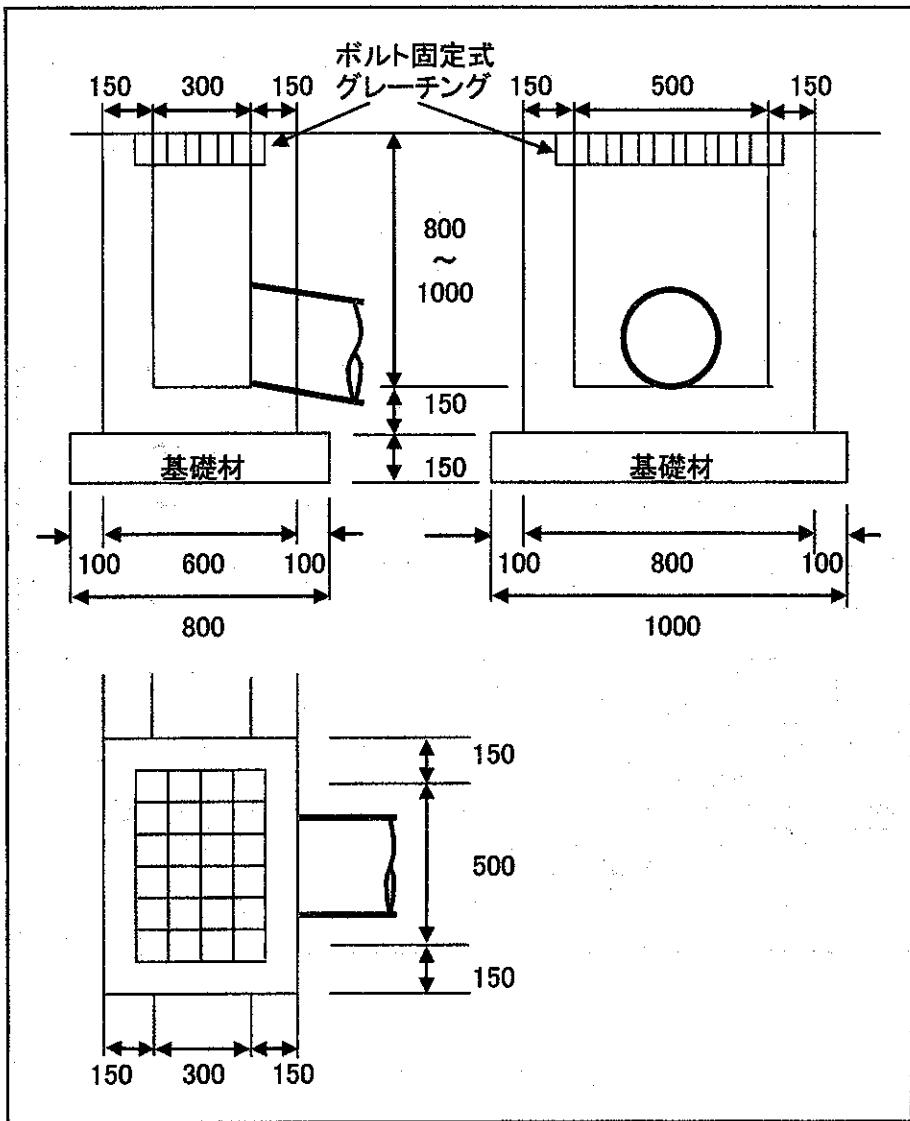
一 流水断面は、幅、深さともに三百ミリメートル以上とし、流量計算の上決定すること。

二 施行方法は、現場打ちで行うこと。二次製品の使用については、別途協議し道路管理者の承諾を得ること。

三 伸縮目地は、十メートル以内の間隔で設けること。

四 横断側溝ふたは、ボルト止め受枠付き騒音防止用のグレーチングとし、規格はT-二十五とすること。ただし、道路有効幅員六メートル未満の道路にあつては、規格をT-十四とすることができる。

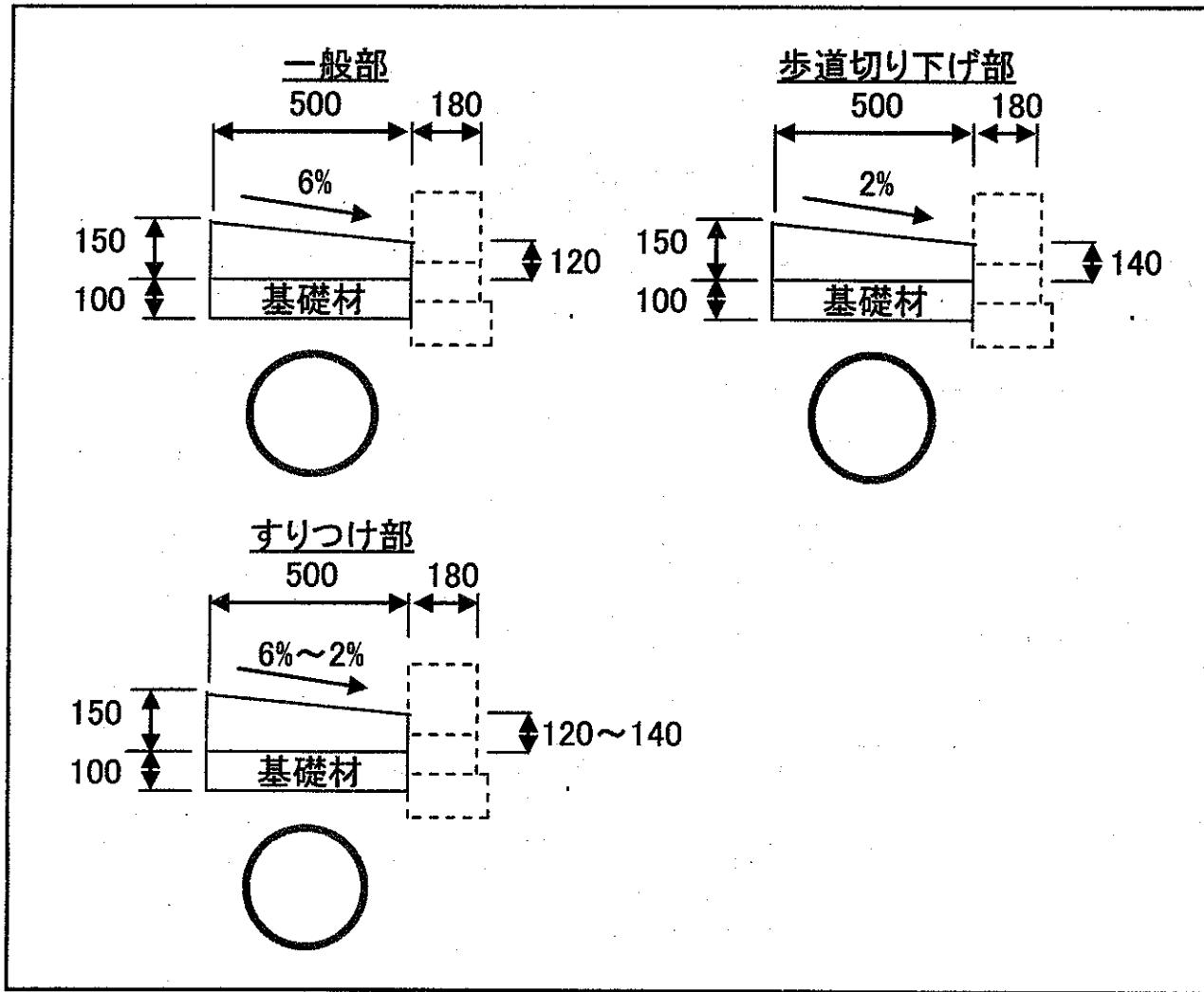
三 集水ます（単位ミリメートル）



備考

- 一 集水ますは、原則として三十メートル以内の間隔で設置し、交差点部には必ず設置すること。
- 二 施行方法は、現場打ちで行うこと。

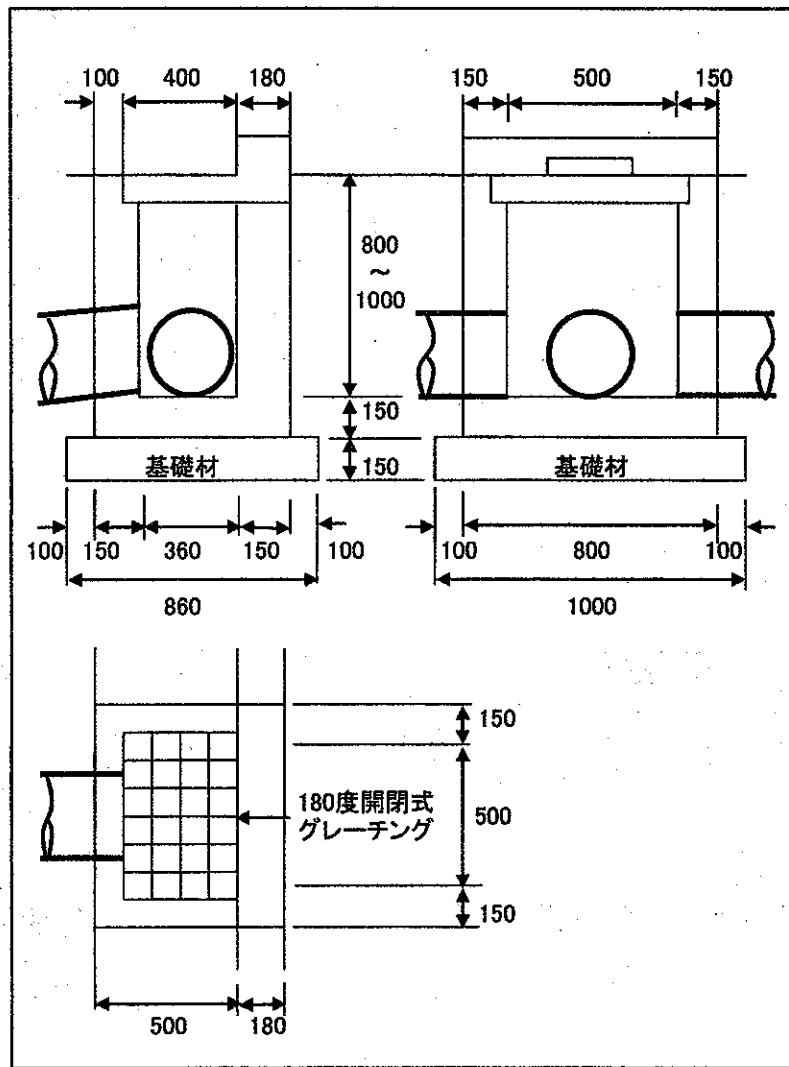
四 街きよ（単位ミリメートル）



備考

- 一 伸縮目地は、十メートル以内の間隔で設けること。
- 二 排水施設を設ける場合は、管きよ又は箱型管きよとし、流水断面は三百ミリメートル以上を確保すること。
- 三 施行方法は、現場打ちで行うこととし、二次製品の使用については、別途協議し、道路管理者の承諾を得ること。

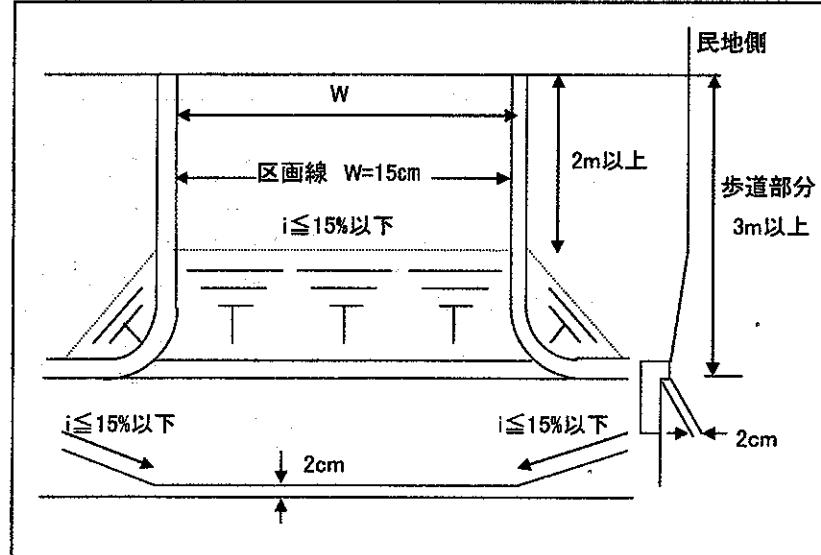
五 街きよます（単位ミリメートル）



備考 街きよますは、原則として三十メートル以内の間隔で設置し、

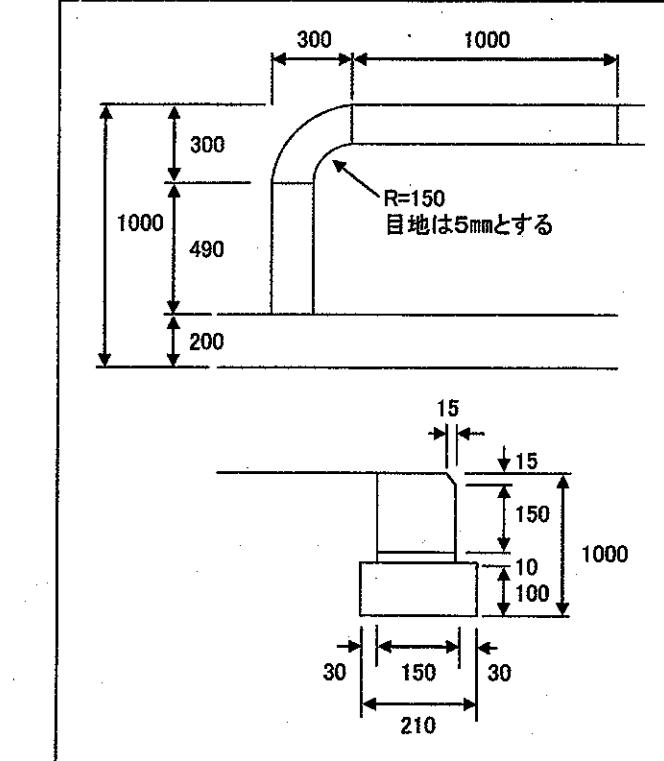
交差点には必ず設置すること。

六 植樹帶等（単位ミリメートル）



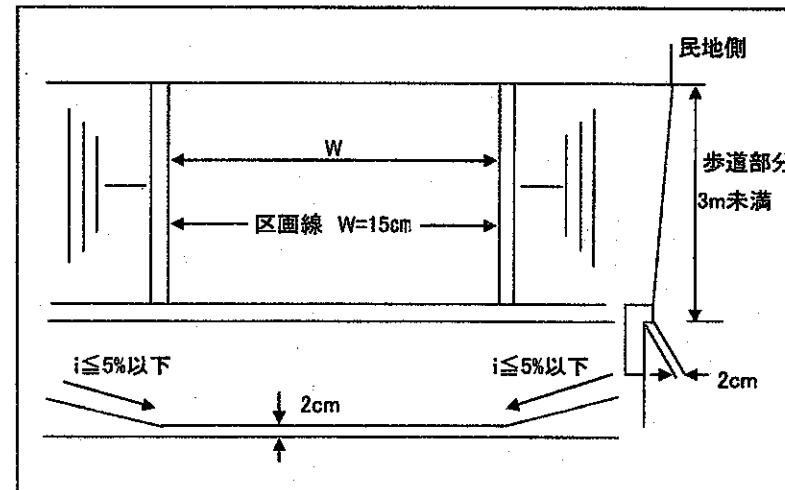
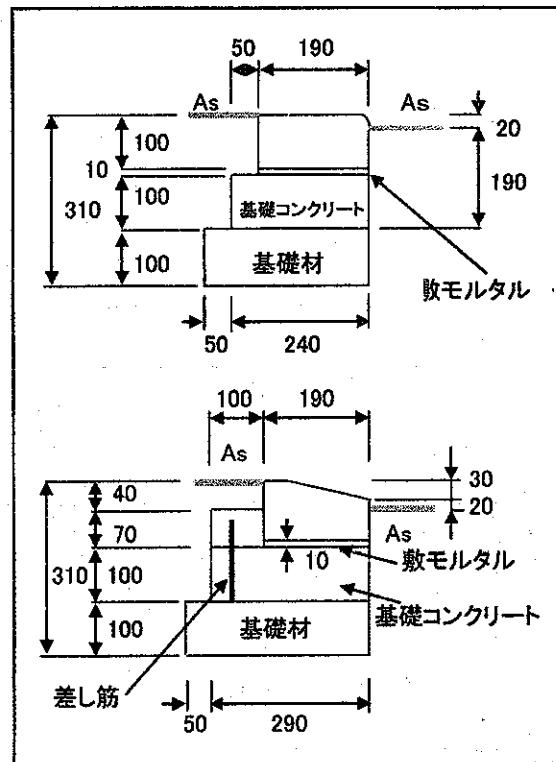
七 歩道の切下げ

備考 植樹帯に高木を植栽する場合は、防根シートを施すこと。



歩道幅員が三・〇メートル未満の場合

ハ 切下げ部の境界ブロック（単位ミリメートル）



備考

一 歩道切下げ部の幅（W）は、次のとおりとする。

車両出入口の幅	出入口一箇所の場合		出入口二箇所の場合
	六・〇メートル以下	四・〇メートル以下	
備考			

一 工場、倉庫及びガソリン給油所で大型車両の出入りが予想される場所においては、車両の軌跡等により決定するものとする。

二 一般住宅の出入口は四・〇メートル以下を標準とする。

三 歩道切下げ部相互の中心間隔は、十四メートル以上を原則とする。

四

車道部に取り付ける角度は、直角を原則とし、やむを得ない場合でも四十五度以下としてはならない。

五 次に掲げる箇所については、原則として切下げをしてはならない。

イ

横断歩道の中及び交差点の前後五メートル以内

ロ 横断歩道橋の昇降口又は地下横断歩道の前後五メートル以内

ハ バス停留所施設箇所

二 信号機、道路照明柱、道路標識柱等の施設を撤去し、又は移設を必要とする箇所。ただし、当該施設の管理者が撤去し、又は移設することに同意した場合を除く

ホ 民地側に車両を保管する場所のない箇所

(占用)

第十四条 道路の占用は、箕面市道路占用基準によるものとする。

(植栽)

第十五条 歩道の植栽は、次の表に掲げるところによるものとする。

種別	区分
樹木	高木（高さ三メートル以上）
道路管理者との協議による。	低木（高さ一メートル未満）
六メートルから八メートル間隔（樹冠幅が大きい場合十平方メートルから二に応じて一平方メートル当たりの株数を決定）	一平方メートルにつき八本以上（樹種及び枝張りの大きさ十平方メートル間隔）

備考

一 歩道幅員二・五メートル以上三・五メートル未満の場合は、植樹ますとし、高木を植栽すること。

二 歩道幅員三・五メートル以上の場合は、植樹帯とし、高木及び低木を植栽すること。

三 道路敷のうち、植栽可能なのり面等が生じる場合は、のり面等に植栽すること。

第三章 公園

(施設)

第十六条 公園施設は、次の表に掲げるものとする。